

## つくば市無電柱化条例施行規則

平成28年9月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市無電柱化条例（平成28年つくば市条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管路設備 本体管路、特殊部、連系管路、引込管及び附帯設備からなる設備をいう。

(2) 本体管路 特殊部と特殊部とを結ぶ管路をいう。

(3) 特殊部 分岐部及び接続部の総称をいう。

(4) 連系管路 管路設備に収容された電線類と次に掲げる電線類とを結ぶために必要な管路をいう。

ア 電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。）に敷設された電線類

イ 電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。）が敷設した電線類

(5) 附帯設備 本体管路、特殊部、連系管路及び引込管に附帯して設置する受金物等の設備をいう。

(6) 需給設備 電気事業者が所有する電線路（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物のうち配電のために設置する電線路をいう。以下同じ。）と内線との接続部分に設置されるハンドホール、基礎ブロック等の設備をいう。

(電線類の敷設を要請しようとする者が整備しなければならない設備)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

(1) 管路設備

(2) 需給設備

(電線類の敷設を要請しようとする者が負担しなければならない費用)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める費用は、電柱を設置することなく、電線路を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用（電線路を敷設する者が電線路の敷設を要請された土地以外の土地に敷設する電線路の敷設に要する費用のうち自ら負担する費用を除く。）から電線路を架空線により敷設する場合に要する費用を除いたものとする。

(照明の設置)

第5条 条例第5条の規定による照明の設置は、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる平均水平面照度、同表第3欄に掲げる鉛直面照度及び同表第4欄に掲げる照度均斉度を保つために必要な照明を設置することにより行わなければならない。

区分	平均水平面照度	鉛直面照度	照度均斉度
歩道がある道路	5ルクス以上	1ルクス以上	0.2以上
歩道がない道路	3ルクス以上	0.5ルクス以上	—

備考 照度の測定方法は、日本工業規格C7612による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。